

## 令和6年第3回本巣市議会定例会議事日程（第1号）

令和6年8月29日（木曜日）午前9時 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 報告第11号 専決処分の報告について（公用車の事故に係る損害賠償）
- 日程第5 報告第12号 専決処分の報告について（地下式消火栓コンクリート枠破損による車両損傷に係る損害賠償）
- 日程第6 報告第13号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度本巣市一般会計補正予算（第3号））
- 日程第7 報告第14号 本巣市固定資産評価審査委員会委員の選任の承認を求めることについて
- 日程第8 報告第15号 令和5年度本巣市一般会計継続費精算報告書について
- 日程第9 報告第16号 放棄した債権の報告について
- 日程第10 議案第32号 本巣市新たな地場產品創出等推進条例について
- 日程第11 議案第33号 本巣市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第34号 字の区域の変更について
- 日程第13 議案第35号 令和6年度本巣市一般会計補正予算（第4号）について
- 日程第14 議案第36号 令和6年度本巣市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第15 認定第1号 令和5年度本巣市一般会計歳入歳出決算について
- 日程第16 認定第2号 令和5年度本巣市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について
- 日程第17 認定第3号 令和5年度本巣市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について
- 日程第18 認定第4号 令和5年度本巣市企業用地造成事業特別会計歳入歳出決算について
- 日程第19 認定第5号 令和5年度本巣市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について
- 日程第20 認定第6号 令和5年度本巣市水道事業会計決算について
- 日程第21 議案第37号 令和5年度本巣市水道事業会計剰余金の処分について
- 日程第22 認定第7号 令和5年度本巣市下水道事業会計決算について
- 日程第23 議案第38号 令和5年度本巣市下水道事業会計剰余金の処分について
- 日程第24 議員派遣について

---

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

### 出席議員（16名）

1番 吉村知浩

2番 高橋知子

3番 瀬川照司

4番 飯尾龍也

5番	片 岡 孝 一	6番	高 橋 時 男
7番	寺 町 茂	8番	澤 村 均
9番	高 橋 勇 樹	10番	今 枝 和 子
11番	高 田 浩 視	12番	河 村 志 信
13番	鍔 本 規 之	14番	臼 井 悅 子
15番	道 下 和 茂	16番	大 西 德三郎

---

#### 欠席議員（なし）

---

#### 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市 長	藤 原 勉	副 市 長	谷 口 博 文
教 育 長	川 治 秀 輝	総 務 部 長	村 澤 熱
企 画 部 長	林 玲 一	市 民 部 長	加 納 正 康
健康福祉部長	小 棕 真 二	産 業 経 済 部 長	瀬 川 清 泰
都市建設部長	高 橋 君 治	水 道 環 境 部 長	青 木 竜 治
教育委員会事務局長	高 木 孝 人	会 計 管 理 者	磯 部 千 恵 子
代表監査委員	三 田 村 晃 司		

---

#### 本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会事務局長	大 久 保 守 康	議 会 書 記	山 本 憲
議 会 書 記	廣 瀬 知 倫	議 会 書 記	内 木 雅 浩

---

## 開会の宣告

○議長（大西徳三郎君）

ただいまから令和6年第3回本巣市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は16人であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりです。

---

## 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（大西徳三郎君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員に、会議規則第81条により、議席番号8番 澤村均君と9番 高橋勇樹君を指名いたします。

---

## 日程第2 会期の決定

○議長（大西徳三郎君）

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月27日までの30日間とし、8月30日から9月1日、9月3日から9月9日、9月12日から9月26日までを休会したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、先ほど申し述べたとおりとすることに決定いたしました。

---

## 日程第3 諸般の報告

○議長（大西徳三郎君）

日程第3、諸般の報告を行います。

最初に、私より報告いたします。

それでは、会議について報告させていただきます。

第292回岐阜県市議会議長会が7月17日に大垣市において開催され、副議長と共に出席しましたので、報告をいたします。

会議は、会務報告の後、議案審議に入り、多治見市から提出されました地域における「こども誰でも通園制度」の制度拡充等について、及び羽島市から提出されましたふるさと納税制度の制度改革についての要望議案が提出され、全ての議案について原案のとおり可決されました。

続いて、令和5年度岐阜県市議会議長会会計の歳入歳出決算認定については、議案が提出され、

原案のとおり認定されました。

また、議長会の次期開催地については、高山市に決定されました。

以上で会議の報告といたします。

次に、議会だより編集特別委員会及び庁舎整備検討特別委員会の報告をそれぞれお願いいいたします。

委員長　臼井悦子さん。

○議会だより編集特別委員会委員長（臼井悦子君）

改めまして、おはようございます。

初めに、議会だより編集特別委員会から報告いたします。

議会だより第83号につきましては、8月1日付で発行し、既に市内の各家庭に配付されているところあります。

掲載内容につきましては、6月に開かれました第2回定例会の内容が主なものとなっております。表紙には、プール遊びを楽しむ弾正幼稚園の子どもたちの写真を掲載しました。

2ページからは、第2回定例会で議決された補正予算の内容と主な議案について、全国市議会議長会から表彰状及び感謝状、審議結果及び各議員の表決、議員活動日誌、一般質問、委員会活動、議員研修、災害ボランティア活動の参加の順に掲載しました。

今回は、令和6年6月27日、7月1日、7月9日、7月12日の計4回委員会を開催いたしました。

次回の議会だよりについては、第3回定例会の内容を主なものとして、令和6年11月1日発行予定です。

以上、議会だより編集特別委員会からの報告を終わります。

次に、庁舎整備検討特別委員会の委員長報告を行います。

8月19日午前10時から市役所3階第1委員会室において、令和6年第3回の庁舎整備検討特別委員会を開催しましたので、御報告いたします。

協議事項としては、新庁舎整備事業について協議しました。

内容としましては、庁舎整備事業に係る事業費等及び財源内訳などの総括的な概要について執行部より報告を受けた後、協議を行いました。

会議では、委員から、合併特例債などの市債の償還年数について、新庁舎に関する市民の要望について、コンシェルジュ職員の状況について、職員駐車場の状況についてなどの質疑と協議を行った後、新庁舎整備事業については、執行部の説明のあったとおり、委員会として了承することを決定しました。

また、この特別委員会に配付した資料については、それぞれの机上に配付させていただいているので、御確認ください。

なお、この委員会終了後、最終報告として、これまでの当委員会における調査・研究を取りまとめた庁舎整備検討特別委員会調査報告書を議長へ提出しました。

それでは、提出した調査報告書の内容について報告いたします。

新庁舎整備事業について。

令和元年9月26日に当委員会を設置し、新庁舎整備の実施に当たり、新庁舎が市民から愛され、安心して暮らせる中心となることのできる施設整備や、この整備により本市の発展に資することについて、令和6年8月19日までに特別委員会を27回開催し、徹底的に各種調査・研究を進めてまいりました。

このうち、特に庁舎の位置の決定や庁舎の土地の総面積については、未来の本巣市になるのかと委員全員が心に問いかけながら、当委員会において慎重かつ適切な審議を経て決定されたものであり、議会として特別委員会の存在意義が改めて見直されることになったものであります。

また、他の事案に関しても、事業の進捗状況に応じて行った各委員会において審議されつつ事業が進められた結果、令和6年7月16日の新庁舎の開庁に至ることとなりました。

結びに、新庁舎の完成により、今後、市民の利便性向上や災害対応の迅速化に寄与することを切に望むものであります。

以上、庁舎整備検討特別委員会の報告とさせていただきます。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの庁舎整備検討特別委員会の委員長報告をもって、事件の調査を終了するとともに、この特別委員会を消滅することといたします。

次に、市長より行政報告をお願いします。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、行政報告を申し上げたいと思います。

初めに、新庁舎開庁につきまして御報告を申し上げます。

7月16日午前8時、オープニングセレモニーとしてテープカットを行い、その後、国会議員、県議会議員、市議会議員の皆様をはじめ、自治会長など多くの方々に御出席いただき、無事開庁式を執り行うことができました。また、開庁前の6月29日と30日には、市民向けの内覧会を行い、1,000名を超える市民の皆様にも御参加をいたしました。

開庁日の16日午前8時30分から新庁舎での業務を開始しましたが、暮らしに寄り添う市役所として、窓口の集約化やコンシェルジュによる案内、発券機やセルフレジ、キオスク端末の導入など、スマート窓口機能を充実させ、4つのない、いわゆる迷わない、書かない、動かない、待たないによりスムーズな手続が可能となったことで、市民の皆様からも好評いただいているところでございます。

また、市役所が市民の皆様にとって親しみやすい庁舎となるよう、新庁舎の開庁を記念して、8月10日の根尾川花火大会に合わせて、市の障がい者就労支援センターの利用者ら36名の方に庁舎3階の展望テラスなどを開放し、夏の夜空を彩る花火を観覧いただいたところでもございます。参加者からも、トイレなど整った設備環境の中できれいな花火が観覧でき、夏のよい思い出になりましたなどの声をいただいており、大変御満足いただけたのではと感じております。

今後につきましても、市民の皆様に親しまれ、利用しやすい庁舎となるよう、職員一丸となってさらなる市民サービスの向上に努めてまいります。

次に、8月8日に発表されました南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）に対する市の対応につきまして御報告を申し上げます。

8月8日午後4時43分、日向灘を震源とするマグニチュード7.1の地震が発生しました。気象庁は、発生した地震と南海トラフ地震との関連性について調査を開始し、午後7時15分、南海トラフ地震の想定震源域では、大規模地震発生の可能性が平常時に比べて相対的に高まっていると考えられたことから、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）を発表いたしました。そのため、市では、すぐに総務課職員を招集するとともに、全職員に対し、自宅待機を指示しました。併せて、市民に對しても、ホームページやメールにより、気象情報に注意し、地震への備えを確実に実施するよう呼びかけを行いました。

翌9日には、市災害警戒本部会議を開き、県の災害警戒会議を受けて、県内の南海トラフ地震の被害想定の把握や県の南海トラフ地震臨時情報発表時の災害対応指針に基づく対応を確認し、それに基づき、各部局が取るべき今後の初動対応を整理させたところでございます。さらに、今回は3連休やお盆が重なったことから、職員には、巨大地震注意の情報が発表されている間、特に今後1週間は行き先など所在を明らかにするよう指示し、災害発生時の迅速な初動態勢の確保にも努めたところでございます。

その後、地震の発生から1週間が経過したことから、8月15日午後5時をもって、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の発表に伴う政府としての特別な注意の呼びかけは終了しました。この間、市内では大きな混乱もなく、市などからの呼びかけに対して、市民の皆様が冷静に対応していただけたものと考えております。

しかしながら、南海トラフ沿いではいつ大規模地震が発生してもおかしくありません。そのため、8月25日には、大規模地震を想定した市総合防災訓練を実施しました。

今回の訓練では、新庁舎開庁に伴い組織や事務を見直したことや、新たに災害対策室など防災機能や設備を充実させたことから、それらの設備を使用した実践的かつ効果的な訓練を実施し、災害時における職員の初動態勢などの確認や備蓄物資の確認、各部局で所持する資機材などの再点検を行い、災害対応能力の向上を図ったところでございます。

いずれにいたしましても、今後いつ起こるか分からない災害から市民の皆様の安全・安心な暮らしを守るために、引き続き防災対策の充実強化へ取り組んでまいります。

次に、災害時における施設開放に関する覚書を締結いたしましたので、御報告を申し上げます。市では、先ほどの防災対策の充実強化の取組の一つとして、災害時応援協定の締結も進めております。8月9日、株式会社TRY&TRUSTマリオンガーデン岐阜本店との間で、また8月20日には、株式会社トーエネック岐阜北営業所との間で、それぞれ災害時における施設開放に関する覚書を締結いたしました。

この覚書は、市と企業、小柿自治会の3者で締結したもので、覚書の締結により、大規模災害発

生時に、近隣住民の安全確保のため、臨時の避難所として施設や設備を開放していただけたことになりました。

今回の協定を含め、市内外の企業や団体など62事業所と協定を締結しており、物資の提供や施設開放など、災害対応時の多様な局面での支援に御協力をいただいているところでございます。

大規模な地震や風水害などにより被災を受けると、市役所が直接的・網羅的に全てのことに対応することが困難となってしまいます。こうした災害時応援協定の締結は、防災に係る公助の限界を補う仕組みとして非常に有効となってまいりますので、引き続き協定を締結いただいております事業所とともに、官と民が連携した防災対策の充実にも取り組んでまいります。

次に、東海環状自動車道西回りルートの整備状況につきまして御報告を申し上げます。

整備状況の報告前に、今月5日に国土交通省中部地方整備局並びに中日本高速道路株式会社より、市内におけるインターチェンジ及びパーキングエリアの名称が公表され、本巣インターチェンジと本巣パーキングエリアに決定いたしました。この名称の決定を受けまして、市内の東海環状自動車道事業の完成が間近に迫ってきたと実感しているところでございます。

それでは、まず初めに岐阜国道事務所の工事でございます。

本巣パーキングエリア周辺の工事として、令和6年3月より施工中であった早野地区側の盛土や擁壁の工事がこの8月に完了いたしました。現在は、並行して行っております側道部の工事を引き続き実施しているとお聞きしております。

続きまして、本巣インターチェンジ周辺の工事でございますが、盛土工事は完了しております。

令和6年度は、残っている調整池も含めた排水施設や側道部の工事を実施しています。

次に、中日本高速道路株式会社の工事でございますが、下部工工事では、橋梁の橋脚・橋台、計201基全てが完成し、上部工工事においても架設工事が順次行われ、新たに上保地区の糸貫インターチェンジ第一本線橋、糸貫インターチェンジ第二本線橋、糸貫インターチェンジDランプ橋及び西町・政田更屋敷地区の真桑高架橋が完成しました。舗装工事、標識工事、設備等工事も着々と進んでおります。

なお、今後予定されている工事につきまして、岐阜国道事務所においては、現在実施している工事に引き続き、側道部を仕上げる整備工事を1件契約する予定とお聞きしております。

また、中日本高速道路株式会社においては、設備等工事1件の工事を令和6年4月に契約、引き続き橋梁下に調整池、立入防止柵、側道部を仕上げる整備工事を発注する予定と聞いております。

いずれにいたしましても、早期にこの東海環状自動車道の整備が完了いたしますように、引き続き市としても地元調整や工事施工に係る関係部署との調整など、事業推進に万全の協力体制を整えるとともに、東海環状自動車道の整備効果を十分に發揮できるように、インターチェンジへのアクセス道路の整備を県と共に進めるなど、新たな企業誘致や地域活性化に向けた取組を推進してまいりたいと考えております。

次に、樽見鉄道の経営状況につきまして御報告を申し上げます。

樽見鉄道への支援につきましては、本年2月21日に本巣市役所本庁舎で開催されました樽見鉄道

連絡協議会臨時総会におきまして、本年度の沿線市町による支援額を、固定資産税相当分の補助を除きまして、5市町合わせて9,500万円とすることが決定されているところでございます。

このような状況の中、6月19日に樽見鉄道株式会社の株主総会が開催され、令和5年度における樽見鉄道株式会社の経営状況の報告がございました。

初めに、旅客営業の状況について御説明いたします。

通勤・通学の定期利用者数につきましては、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行し、行動制限が緩和され、人の流れや経済活動が復活し、徐々に社会経済活動の正常化が進みつつあつたことから、前期比102.5%、9,540人増の38万6,160人となりました。

また、桜輸送につきましては、15日間で、前期比125%、1,307人増の6,539人となったものの、モレラ岐阜駅利用者数は前期比96.6%、5,207人減の14万6,877人、国の交付金を活用して支援していたもとまる商品券付き1日フリー乗車券の販売数が前年より削減した影響を受け、定期外利用者は全体として前期比90.3%、3万1,531人減の29万3,077人と厳しい状況となっております。

このため、旅客営業収入につきましては、約2,674万円の減収、前期比85.6%の1億5,954万4,866円でございました。

また、営業外収益につきましては、岐阜県からの燃料価格の上昇分を補う支援金等により、前期比100.1%の9,208万9,248円となっております。

次に、主な経費について御説明をいたします。

人件費につきましては、社員1名が退職し、前期比では約725万円の減、修繕費につきましては、枕木交換工事などにより前期比約1,030万円の増、動力費は、軽油価格の高騰により前期比約76万円の増となりました。また、もとまる商品券の購入費が前期比で4,000万円の減となったことに伴い、その他費用が前期比約2,331万円の減となっており、営業経費は、全体として前期比94.9%、約1,753万円減の3億2,893万7,544円となりました。

このため、経常損益につきましては、収益合計2億5,496万2,653円に対し、費用合計が3億3,406万5,874円となり、7,910万3,221円の赤字でございます。この赤字を補填するための沿線5市町による補助金及び国や県の補助金の約1億4,402万円が計上される特別利益などを加味しますと、当期損益としましては、前期比約355万円増の593万7,061円の黒字となっております。

以上、御説明いたしましたとおり、樽見鉄道の経営状況は、沿線市町や国、県からの多額の補助金で收支を合わせている状況であり、依然として厳しい状況は変わりません。

このような中、昨年度は、本巣市制20周年記念事業として、地元高校生がデザインした本巣市の魅力がたくさん詰まったラッピング車両、モトスミライ号を制作し、車両運行により市の魅力を広くPRするとともに、国の交付金を活用して支援していたもとまる商品券付き1日フリー乗車券の販売につきましても、本年度は昨年度より補助額を増額しながら、一般財源のみで引き続き実施して、収益の確保に努めているところでございます。

今後の樽見鉄道の経営につきましては、昨今の資材・エネルギー価格の高騰や円安の進行など先行きが不透明な状況の中で、経費増加などにより経営環境は一層厳しい状況が続くものと考えられ

ますが、沿線市町や国、県の支援を受けながら、地域に必要な公共交通機関としての役割を担っていけるよう期待しているところでございます。

次に、令和6年第2回岐阜県後期高齢者医療広域連合議会定例会が8月19日に開催されましたので、その概要につきまして御報告を申し上げます。

初めに、議長及び副議長の選挙が行われ、選挙の結果、議長に岐阜市議会議長の黒田育宏氏、副議長に関ヶ原町議会議長の谷口輝男氏が選任されました。

提出されました案件は、岐阜県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について、令和6年度岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、それから岐阜県後期高齢者医療広域連合監査委員条例の一部を改正する条例の制定について、令和5年度岐阜県後期高齢者医療広域連合一般会計及び後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての4件でございます。

まず、岐阜県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について、令和6年4月12日専決処分を行った令和6年3月5日付で辞任した小島英雄監査委員の後任として、岐阜県町村会から推薦のあつた輪之内町長の朝倉和仁氏の選任について、これを報告し、承認されました。

次に、令和6年度岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、令和5年度の療養給付費市町村負担金等の精算に伴う償還金52億4,069万5,000円の増額補正を行うものでございまして、この補正予算につきましては、原案のとおり可決されました。

次に、岐阜県後期高齢者医療広域連合監査委員条例の一部を改正する条例の制定については、地方自治法の一部改正に伴い、引用規定を改めるものでございまして、この議案については、原案どおり可決されました。

次に、令和5年度岐阜県後期高齢者医療広域連合一般会計及び後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、一般会計が歳入総額2億6,400万2,366円、歳出総額2億2,689万8,116円、特別会計が歳入総額2,951億9,355万2,474円、歳出総額2,823億9,765万3,647円でございまして、令和4年度の決算額と比較しますと、歳出ベースで5.6%の増となっております。この決算につきましては、原案報告どおり認定されました。

以上、行政報告とさせていただきます。

○議長（大西徳三郎君）

御苦労さまでした。

以上で諸般の報告を終わります。

---

日程第4 報告第11号及び日程第5 報告第12号（上程・説明）

○議長（大西徳三郎君）

日程第4、報告第11号 専決処分の報告について（公用車の事故に係る損害賠償）及び日程第5、報告第12号 専決処分の報告について（地下式消火栓コンクリート枠破損による車両損傷に係る損害賠償）を一括議題といたします。

藤原市長に提案理由と説明を求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

報告第11号 専決処分の報告について（公用車の事故に係る損害賠償）でございます。

令和6年3月28日に本巣市三橋地内交差点において発生した公用車の事故につきまして、地方自治法第180条第1項の規定により損害賠償金を決定し、和解する専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により、これを報告させていただくものでございます。

次に、報告第12号 専決処分の報告について（地下式消火栓コンクリート枠破損による車両損傷に係る損害賠償）でございます。

令和5年11月頃に本巣市屋井地内において発生した車両損傷事故につきまして、地方自治法第180条第1項の規定により損害賠償金を決定し、和解する専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により、これを報告させていただくものでございます。

以上、詳細につきまして総務部長から御説明申し上げますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（大西徳三郎君）

報告第11号及び報告第12号の補足説明を村澤総務部長に求めます。

村澤部長。

○総務部長（村澤 勲君）

それでは、報告第11号 専決処分の報告について（公用車の事故に係る損害賠償）の補足説明をさせていただきます。

お手数でございますが、議案書の2ページ、専決処分書を御覧いただきたいと思います。

最初に、事故の概要を説明させていただきます。

令和6年3月28日午前10時45分、上下水道課職員が公用車を運転し、三橋地内交差点を走行しようとした際、進入時の安全確認が不十分であったため、右側面より進行してきた相手方車両左前方部分と接触し破損させたものでございます。

次に、相手方でございますが、岐阜市在住の栗本博文氏でございます。

次に、和解の内容でございますが、損害賠償金として10万6,400円を支払い、相互にその他に何ら債権債務がないことを確認するものでございます。

賠償金につきましては、全国自治協会自動車損害共済により対応するものでございます。

なお、過失割合は、市側4割、相手側6割でございます。

公用車の事故の報告につきましては、なかなかなくならなくて誠に申し訳ございません。公用車の事故削減のために、全職員には注意喚起をするとともに、部局長がメンバーの庁議の場においても、改めて注意喚起を行ったところでございます。

以上、報告第11号の補足説明とさせていただきます。

続きまして、報告第12号 専決処分の報告について（地下式消火栓コンクリート枠破損による車

両損傷に係る損害賠償) の補足説明をさせていただきます。

議案書の4ページの専決処分書を御覧いただきたいと思います。

最初に、事故の概要を説明させていただきます。

令和5年11月頃、本巣市屋井地内の道路に設置されている地下式消火栓上を車両が通過した際に、当該消火栓コンクリート柱が破損していたため、コンクリート破片が飛び、相手方の車両を損傷させたものでございます。

次に、相手方でございますが、三重県四日市市に在住の徳原隆雄氏でございます。

次に、和解の内容でございますが、損害賠償金として17万6,228円を支払い、相互にその他に何ら債権債務がないことを確認するものでございます。

賠償金につきましては、全国町村会総合賠償保険により対応するものでございます。

なお、過失割合は、市側5割、相手側5割でございます。

こういった事案をなくすため、道路や公共施設に不具合がある場合は、早急に担当課に連絡するよう全職員に周知をしたところでございます。

以上、報告第12号の補足説明とさせていただきます。

---

#### 日程第6 報告第13号（上程・説明・質疑・討論・採決）

##### ○議長（大西徳三郎君）

日程第6、報告第13号 専決処分の承認を求めるについて（令和6年度本巣市一般会計補正予算（第3号））を議題といたします。

藤原市長に提案理由と説明を求めます。

市長 藤原勉君。

##### ○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

報告第13号 専決処分の承認を求めるについて（令和6年度本巣市一般会計補正予算（第3号））でございます。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年8月9日、令和6年度本巣市一般会計補正予算（第3号）を専決処分しましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

詳細につきましては、副市長から御説明申し上げますので、よろしくお願ひ申し上げます。

##### ○議長（大西徳三郎君）

報告第13号の補足説明を谷口副市長に求めます。

谷口副市長。

##### ○副市長（谷口博文君）

それでは、報告第13号、令和6年度本巣市一般会計補正予算（第3号）の専決処分につきまして補足説明をさせていただきます。

この補正予算につきましては、定額減税可能額が令和6年分推定所得税額または令和6年度住民税所得割額を上回る方に調整給付として補足給付金を支給する定額減税補足給付事業の予算につきまして、5月20日に一般会計補正予算（第1号）の専決処分を行いましたが、7月時点の課税情報にて再算定した結果、納税義務者数、減税対象者数、給付見込額が増加したことに伴い必要となる予算につきまして、8月9日に専決処分をさせていただいたものでございます。

それでは、議案のつづりの6ページの次のページにございます一般会計補正予算書（第3号）の1ページをお開き願います。

第1条の歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ1億958万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ200億8,698万6,000円とさせていただいたものでございます。

それでは、6ページをお開き願います。

歳入の事項別明細書でございますが、国庫支出金、国庫補助金の6目物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金1億958万円につきましては、先ほど説明させていただきました定額減税補足給付金に対する交付金で、補助率は10分の10でございます。

次に、7ページをお開き願います。

歳出の事項別明細書でございます。

民生費、社会福祉費の11目低所得者支援及び定額減税補足給付金給付費1億958万円につきましては、定額減税補足給付金の支給に係る事務費といたしまして、事務に携わる職員の時間外勤務手当103万7,000円、消耗品費3,000円、確認書等送付のための通信運搬費8万6,000円、指定口座への口座振替手数料7万4,000円、定額減税補足給付金につきましては、減税対象人数3,700人分として1億838万円を計上させていただいたものでございます。

今月8月9日より支給を開始しており、23日の時点で1億4,252万円の支給をしております。

以上、補正予算（第3号）の補足説明とさせていただきます。

#### ○議長（大西徳三郎君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております報告第13号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、報告第13号は委員会付託を省略することに決定いたしました。これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより報告第13号を採決します。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

全員です。お座りください。したがって、報告第13号、専決処分の承認を求めるについて原案のとおり承認することに決定いたしました。

---

#### 日程第7 報告第14号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（大西徳三郎君）

日程第7、報告第14号 本巣市固定資産評価審査委員会委員の選任の承認を求めるについてを議題といたします。

藤原市長に提案理由と説明を求める。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

報告第14号 本巣市固定資産評価審査委員会委員の選任の承認を求めるについてでございます。

死亡による欠員に伴い、地方税法第423条第4項の規定により森寛氏を選任したので、同条第5項の規定により、承認を求めるものでございます。

○議長（大西徳三郎君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております報告第14号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、報告第14号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより報告第14号を採決します。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員です。お座りください。したがって、報告第14号 本巣市固定資産評価審査委員会委員

の選任の承認を求めるについて原案のとおり承認することに決定いたしました。

---

### 日程第8 報告第15号（上程・説明）

#### ○議長（大西徳三郎君）

日程第8、報告第15号 令和5年度本巣市一般会計継続費精算報告書についてを議題といたします。

藤原市長に提案理由と説明を求めます。

市長 藤原勉君。

#### ○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

報告第15号 令和5年度本巣市一般会計継続費精算報告書についてでございます。

弾正幼稚園整備事業の継続年度が終了したことから、地方自治法施行令第145条第2項の規定により報告させていただくものでございます。

詳細につきましては、総務部長から御説明申し上げますので、よろしくお願ひいたします。

#### ○議長（大西徳三郎君）

報告第15号の補足説明を村澤総務部長に求めます。

村澤部長。

#### ○総務部長（村澤 勲君）

それでは、報告第15号 令和5年度本巣市一般会計継続費精算報告書の補足説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、議案書の9ページを御覧願います。

継続費精算報告書にございますように、弾正幼稚園整備事業が令和5年度に完了いたしましたので、令和5年度一般会計決算認定に併せて御報告をさせていただくものでございます。

弾正幼稚園整備事業は、令和4年度の当初予算におきまして、令和4年度から令和5年度までの2か年で総額12億96万円の継続費として予算計上をさせていただきました。

内訳といましましては、令和4年度の計画時の年割額につきましては4億7,836万6,000円でございましたが、実績の支出済額は4億6,024万円で、年割額と支出済額との差は1,812万6,000円でございました。令和5年度の計画時の年割額につきましては7億2,259万4,000円で、実績の支出済額につきましては7億719万円、年割額と支出済額との差は1,540万4,000円でございました。合計いたしますと、実績の支出済額は11億6,743万円となりましたので、御報告をさせていただきます。

なお、特定財源の地方債は、公立保育園整備事業債、児童福祉施設整備事業債及び幼稚園施設整備事業債を活用し、その他としましては、公共施設等整備基金繰入金及び企業版ふるさと納税寄附金等でございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

---

## 日程第9 報告第16号（上程・説明）

### ○議長（大西徳三郎君）

日程第9、報告第16号 放棄した債権の報告についてを議題といたします。

藤原市長に提案理由と説明を求めます。

市長 藤原勉君。

### ○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

報告第16号 放棄した債権の報告についてでございます。

本巣市債権管理条例第10条第1項の規定により、市の債権を放棄いたしましたので、同条第2項の規定により、これを報告させていただくものでございます。

詳細につきましては、市民部長から御説明申し上げますので、よろしくお願ひいたします。

### ○議長（大西徳三郎君）

報告第16号の補足説明を加納市民部長に求めます。

加納部長。

### ○市民部長（加納正康君）

それでは、報告第16号 放棄した債権の報告につきまして補足説明をさせていただきます。

お手元の議案のつづり、10ページを御覧願います。

本巣市債権管理条例第10条第1項の規定により、市の債権を放棄しましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

次のページをお開きください。

放棄した債権一覧表でございます。

放棄した債権は、上から市営住宅使用料、学校給食費、放課後児童施設利用料、水道料金の4種類でございます。

市営住宅使用料につきましては、放棄事由が時効期間の満了による第1号で3人、38件の101万790円でございます。

学校給食費につきましては、放棄事由が同様に第1号で46人、1,054件の434万605円でございます。

放課後児童施設利用料につきましては、放棄事由が同様に第1号で6人、21件の8万円でございます。

最後に、水道料金でございますが、放棄事由の第1号が16人、112件の461万1,646円でございます。放棄事由が第7号の所在不明によるものが3人、13件の2万671円でございます。水道料金の計は19人、125件の463万8,117円でございます。

放棄した債権の合計でございますが、74人、1,238件の1,006万9,512円でございます。

放棄年月日につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

---

## 日程第10 議案第32号（上程・説明）

○議長（大西徳三郎君）

日程第10、議案第32号 本巣市新たな地場産品創出等推進条例についてを議題といたします。

藤原市長に提案理由と説明を求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

議案第32号 本巣市新たな地場産品創出等推進条例についてでございます。

新たな地場産品の創出、既存の地場産品の生産強化等及び新たな地場産品の創出における事業所立地の促進に関する施策を推進するために必要な事項を定めるため、この条例を定めるものでございます。

詳細につきましては、企画部長から御説明申し上げますので、よろしく御審議いただきまして、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（大西徳三郎君）

議案第32号の補足説明を林企画部長に求めます。

林部長。

○企画部長（林 玲一君）

それでは、議案第32号 本巣市新たな地場産品創出等推進条例につきまして補足説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、議案の概要2ページをお開きいただきたいと思います。

初めに、1の制定趣旨でございますが、新たな地場産品の創出、既存の地場産品の生産強化等及び新たな地場産品の創出における事業所立地の促進に関する施策を推進することにより、ふるさと納税の本来の趣旨であります地域経済の活性化及び地方創生に資することを図るために、この条例を定めるものでございます。

次に、2の制定内容、まず(1)の第2条関係では、条例の適用対象となる地場産品や事業者、事業所立地につきまして、それぞれ定義するものでございます。

次に、(2)の第3条関係では、新たな地場産品の創出等の推進は、市と事業者が連携し、事業者の自発的な取組による市の地域特性を生かした魅力ある地場産品の創出となるよう行うなど、基本理念をそれぞれ規定するものでございます。

次に、(3)の第4条関係では、新たな地場産品の創出等に取り組む事業者に対し、クラウドファンディングその他の方法により支援を行うなど、市の責務を規定するものでございます。

次に、(4)の第7条関係では、新たな地場産品の創出等に関する施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めることを規定するものでございます。

最後に、3の施行期日でございますが、令和6年10月1日からの施行でございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

---

#### 日程第11 議案第33号（上程・説明・質疑・討論・採決）

##### ○議長（大西徳三郎君）

日程第11、議案第33号 本巣市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

藤原市長に提案理由と説明を求めます。

市長 藤原勉君。

##### ○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

議案第33号 本巣市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてでございます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うため、この条例を定めるものでございます。

詳細につきましては、市民部長から御説明申し上げますので、よろしく御審議いただきまして、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

##### ○議長（大西徳三郎君）

議案第33号の補足説明を加納市民部長に求めます。

加納部長。

##### ○市民部長（加納正康君）

それでは、議案第33号 本巣市国民健康保険条例の一部を改正する条例につきまして補足説明をさせていただきます。

お手元の議案の概要の4ページを御覧願います。

1の改正趣旨でございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部が令和6年12月2日に施行されることに伴いまして、所要の改正を行うものでございます。

2の改正内容でございますが、第16条関係ですが、令和6年12月2日以降、国から示されたマイナンバーカードと健康保険証の原則一本化の方針に基づき、被保険者証が発行されなくなります。このため、これまでの被保険者証の返還に応じない者に対し過料を科する規定を削り、引用条項を改正するものでございます。

3の適用関係でございますが、施行期日は、令和6年12月2日でございます。

また、適用区分といたしまして、この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によるところでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（大西徳三郎君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

鍔本君、13番。

○13番（鍔本規之君）

まず、このマイナンバーカードと、それと一体化する保険証のことについてお伺いをいたします。

このことについては、本巣市においても5人に1人強の人がマイナンバーカードを取得していない中において、それをやるということは5人に1人の人は最低マイナンバーカードと保険証が一体化できないということになるわけであり、そういう場合においては、テレビ等々においてはそれに準ずるものを探すから問題はないよというようなことを言っておられますけれども、本巣市においては、そういう人についてはどのように対応するのかお伺いをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質疑についての答弁を加納市民部長に求めます。

加納君。

○市民部長（加納正康君）

それではお答えします。

現在、本巣市のマイナンバーカード保有率は78%となっており、議員おっしゃるとおり、約5人に1人はお持ちでない状態となっております。しかしながら、マイナンバーカードを保有していない方につきましては、必要な医療が受けられるよう資格確認書というものを提供することとなっておりますので、皆様方が医療機関にかかることができることとなっております。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（大西徳三郎君）

13番 鍔本君。

○13番（鍔本規之君）

5人に1人はそういうもので対応できるということですので、ある程度の猶予期間はあるかと思うんですが、基本的にはこの条例等々、國の方針も、全員がそのことをなすということが大前提になっているわけであります。けれども、マイナンバーカードを取得するに当たっては、非常に難しいことがあるわけであります。本人が本人であるということを立証することの難しさというのは、経験した者でないとなかなかできないわけであります。免許証もない、またパスポートもない、顔と名前が一緒になっているものがない。そういう場合において、マイナンバーカードを作ろうとしたときに非常に難儀をしたわけであります。

私も自分の女房が免許証を持っておりませんでしたし、パスポートもたまたま切れていたからどこにしまったか忘れてしまって、何らかの形で作らなければいけないというときに行ったわけであ

りますけれども、そのときに対応してくれた職員とのいきさつというものを鑑みたときに、5分や10分ではできなかったわけであります。当然私も、教育ということも含めて、いろんなことを想定しながら質問をしたわけでありますけれども、そういう中において、本巣市としてそういう方に、多分お年寄りばかりだと思うんですが、そういう人に対して、どのような指導の中において、免許証もない、パスポートもない人に対してどのような指導をしながらマイナンバーカードを取得するように指導していくのか、何かひな形等々があれば説明をお願いいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質疑についての答弁を加納市民部長に求めます。

加納君。

○市民部長（加納正康君）

マイナンバーカードを申請する場合に本人確認をする書類がない場合ということでございますが、まず基本的には免許証などの写真つきの本人確認が必要にはなってきます。しかし、その免許証等がない場合、年金手帳や母子手帳などの官公署から発行されたものを2点お持ちいただいて、本人確認をするという形になります。

また、これらがない場合となりますと、公的料金などの3か月以内の領収書など、本人の住所地登録に転送不要で送付された書類の回答書を持参して、合わせて2点提示をお願いすることになります。

また、それもないというようなことありますと、このほか御本人であることを証明するために、御本人しか知り得ない情報を聞き取り調査させていただいて、本人確認をさせていただくような場合もあります。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（大西徳三郎君）

13番 鐸本君。

○13番（鐸本規之君）

それは、ある程度物事が理解できるお年寄りということが大前提であります。私の場合は女房を連れていったわけでありますけれども、担当職員は私のことはすぐに分かるんですよね。でも、連れ合いのことについても、もう分かっているんですよ、私の女房だということはいろんな形で分かっている。分かっているけれども、それを証明することが、するものがない。そうすると、今言わされたように、本人でなければ知り得ない事実というものを聞かれたときに、当然アドバイスができない中において、高齢者の人が本人しか知り得ないことを覚えていればいいけれども、言葉は悪いですけれども、痴呆症の進んでいる人にとっては、そのこと自体を証明することもなかなかできないわけであります。

私たちみたいな昭和20年代に生まれた人は、もう学校へ行った時点において指紋というものを全部出して、そして登録してありますから、いざとなればそれで、そのものが多分国のほうに保管してあれば分かるわけでありますけれども、そうじゃない人にとっては、そういうことを、どうして

本人というものが本人であるということを証明することについて、非常に難しい。ですので、後期高齢者になるとぼけというものがあつて、免許証を取りに行くにしても、そういうものに対しての試験等々はあるけれども、そういう何もない人、また連れ合いもいなくて1人で生活しておる人にとって、自分で証明する。また、息子等々にいろんなお金の支払い等々が来るようにしてみると、それすらないということになる。ですので、それを証明するということが非常に難しいということをよく理解していただきたいなあと。その中で、そういう人に対していかにしてマイナンバーカードを取得させるかということは、今の答弁だけではとても、多分足らないと思っておりますので、再度所轄のほうで検討していただくことをお願いしておきます。

[挙手する者あり]

○議長（大西徳三郎君）

8番 澤村君。

○8番（澤村 均君）

これはもうずっとずっと、本当に不思議な問題だと思います。マイナンバーカードを作るのは全般的な任意で、個人の自由ということになっています。今回のこの保険証が、いきなり紙の保険証が12月からなくなるという、すごい矛盾した考え方というのか施行法、これは法律ですよね。これはいまだに私も納得もできないし、理解もできないので、この保険証を返納しない場合は10万円の過料がというのが今度は削除されて、要は罰則規定がないままさらにこれを推し進めていく。もしこれ、12月2日になる前に、この保険証の返納の通知とか、例えば、前でいう短期証というんですかね、証明書の発行というのはどういうふうに市民に連絡されるんですか。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質疑についての答弁を市民部長に求めます。

加納君。

○市民部長（加納正康君）

12月2日以前のということで、現在、保険証のほうですけれども、国民健康保険、後期高齢者医療保険のほうも同じなんですけれども、この8月1日から来年7月31日までの1年間の有効期限の保険証を今交付しております。国の経過措置といたしまして、来年7月31日まではその健康保険証も併用して使えるという形になっております。

12月2日以降は、例えばなくしてしまったよというような場合は、マイナンバーカードをお持ちの方はマイナンバーカード、その時点でマイナンバーカードをお持ちでないということでありましたら、資格確認書というものを交付するというような形になっております。以上でございます。

○議長（大西徳三郎君）

よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第33号については、委員会付託を省略したいと思ひますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第33号は委員会付託を省略することに決定いたしました。  
これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第33号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数です。お座りください。したがって、議案第33号 本巣市国民健康保険条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

#### 日程第12 議案第34号（上程・説明）

○議長（大西徳三郎君）

日程第12、議案第34号 字の区域の変更についてを議題といたします。

藤原市長に提案理由と説明を求める。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

議案第34号 字の区域の変更についてでございます。

県営土地改良事業木知原地区の施行に伴い、字の区域を変更する必要があるため、地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、産業経済部長から御説明申し上げますので、よろしく御審議いただきまして、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（大西徳三郎君）

議案第34号の補足説明を瀬川産業経済部長に求める。

瀬川部長。

○産業経済部長（瀬川清泰君）

それでは、議案第34号 字の区域の変更についての補足説明をさせていただきます。

議案の概要のつづり、6ページをお願いいたします。

木知原地区の県営土地改良事業の基盤整備の終了に伴う字の区域変更の議決をお願いするものでございます。

初めに、1の趣旨でございますが、岐阜県が実施主体となり令和2年度から木知原地区にて進め

てきた県営土地改良事業において、農地や農道及び水路の一体的な基盤整備が終了し、従来字界としてきた農道や水路の位置が変更になったことから、新たに区画された地形地物に合わせての字の区域の変更を行うものでございます。

次に、2. 県営土地改良事業の内容ですが、事業年度は令和2年度から令和6年度までで、地区面積は約8ヘクタール、事業費は1億8,800万円でございます。

次に、3の今後の予定ですが、字の区域変更の議決をいただけましたら、10月に換地に伴う権利者会議を開催し、県に換地計画認可申請を行います。7年1月に換地計画の公告と縦覧を行い、2月に換地処分を行い、3月には登記が終了し、事業が完了する予定となっております。

7ページをお願いします。

木知原地区の区域図になります。

8ページをお願いします。

変更の大略図になります。これは、議案のつづりの18ページにございます別紙、変更の大略に示された番号を落とした図面となります。

9ページをお願いします。

整備前の字絵図になります。不整形な細かい土地が数多くあることが分かります。

10ページをお願いします。

整備後の換地図になります。先ほどの地図とは違い、整形され土地が大きくなり、農道や水路が真っすぐに整備されております。

なお、この土地改良事業に関する土地所有者は36人、地区面積は約8ヘクタールでございます。また、受益地である田畠の農地は、従前は145筆で約7.3ヘクタールでございましたが、換地処分後は54筆、約6.3ヘクタールとなり、91筆の減、約1ヘクタールの減となります。一方、道路・水路敷につきましては、従前が約6,200平米でございましたが、換地処分後は1万5,700平米となり、約9,500平米の増となります。

以上で補足説明を終わります。

---

#### 日程第13 議案第35号及び日程第14 議案第36号（上程・説明）

##### ○議長（大西徳三郎君）

日程第13、議案第35号 令和6年度本巣市一般会計補正予算（第4号）について及び日程第14、議案第36号 令和6年度本巣市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを一括議題いたしました。

藤原市長に提案理由と説明を求めます。

藤原市長。

##### ○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

議案第35号 令和6年度本巣市一般会計補正予算（第4号）についてでございます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,516万9,000円を追加するものでございます。

歳入の主なものといたしましては、後期高齢者医療療養給付費負担金精算金の新規計上、地方特例交付金、普通交付税及び財政調整基金繰入金の増額、並びに前年度繰越金及び臨時財政対策債の減額でございます。

また、歳出の主なものといたしましては、各小・中義務教育学校の通信ネットワーク環境の調査に伴うネットワークアセスメント委託料及び過年度の国県補助負担金に係る還付金に伴う還付金等の新規計上、並びに人事異動等に伴う職員給与費及び国民健康保険特別会計（施設勘定）繰出金の減額でございます。

次に、議案第36号 令和6年度本巣市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

事業勘定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,214万8,000円を追加するものでございます。

歳入の主なものといたしましては、国民健康保険基金繰入金の増額、一般会計繰入金及び前年度繰越金の減額でございます。

歳出の主なものといたしましては、前年度の県補助金の還付金に係る還付金等の増額、及び会計年度任用職員の雇用実態に伴う報酬等の減額でございます。

施設勘定につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ174万7,000円を追加するものでございます。

歳入の主なものといたしましては、前年度繰越金及び過疎債の増額、並びに一般会計繰入金及び一般エックス線撮影装置更新に対する医療施設等施設整備費補助金の減額でございます。

また、歳出といたしましては、人事異動等に伴う職員給与費の増額でございます。

以上、よろしく御審議いただきまして、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（大西徳三郎君）

暫時休憩をいたします。15分ほど休憩したいと思います。11時20分まで休憩をいたします。11時20分に再開をいたします。

午前11時06分 休憩

---

午前11時22分 再開

○議長（大西徳三郎君）

それでは、会議を再開いたします。

---

日程第15 認定第1号から日程第23 議案第38号まで（上程・説明・監査委員報告）

○議長（大西徳三郎君）

日程第15、認定第1号 令和5年度本巣市一般会計歳入歳出決算についてから日程第23、議案第38号 令和5年度本巣市下水道事業会計剰余金の処分についてまでを一括議題といたします。

藤原市長に提案理由と説明を求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、令和5年度本巣市の各会計決算の認定並びに水道事業会計及び下水道事業会計の剰余金の処分につきまして御説明を申し上げます。

まず、認定第1号 令和5年度本巣市一般会計歳入歳出決算についてでございます。

歳入総額は241億5,680万4,911円、歳出総額は234億667万8,088円、歳入歳出差引残額は7億5,012万6,823円でございます。

次に、認定第2号 令和5年度本巣市国民健康保険特別会計歳入歳出決算についてでございます。

事業勘定の歳入総額は35億6,714万5,232円、歳出総額は35億1,187万3,436円、歳入歳出差引残額は5,527万1,796円でございます。また、施設勘定の歳入総額は2億2,863万4,551円、歳出総額は2億1,594万9,881円、歳入歳出差引残額は1,268万4,670円でございます。

次に、認定第3号 令和5年度本巣市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についてでございます。

歳入総額は5億4,541万4,151円、歳出総額は5億3,923万9,854円、歳入歳出差引残額は617万4,297円でございます。

次に、認定第4号 令和5年度本巣市企業用地造成事業特別会計歳入歳出決算についてでございます。

歳入総額は6億5,242万8,893円、歳出総額は5億625万5,597円、歳入歳出差引残額は1億4,617万3,296円でございます。

次に、認定第5号 令和5年度本巣市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算についてでございます。

歳入総額は7億1,413万6,284円、歳出総額は6億1,976万2,356円、歳入歳出差引残額は9,437万3,928円でございます。

以上、一般会計決算及び特別会計決算の5案件につきましては、去る7月2日から8月1日までの間、監査委員によります決算審査を実施していただいておりますので、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付しまして、議会の認定をお願いするものでございます。

続いて、認定第6号 令和5年度本巣市水道事業会計決算についてでございます。

収益的収入は8億6,983万6,277円、収益的支出は8億1,424万7,084円でございます。また、資本的収入は2億3,808万100円、資本的支出は6億2,830万8,378円でございます。

次に、議案第37号 令和5年度本巣市水道事業会計剰余金の処分についてでございます。

令和5年度本巣市水道事業会計決算に基づく剰余金の処分を行いたいので、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、認定第7号 令和5年度本巣市下水道事業会計決算についてでございます。

収益的収入は5億1,827万1,600円、収益的支出は4億8,860万601円でございます。また、資本的

収入は6,187万円、資本的支出は1億6,801万2,466円でございます。

次に、議案第38号 令和5年度本巣市下水道事業会計剰余金の処分についてでございます。

令和5年度本巣市下水道事業会計決算に基づく剰余金の処分を行いたいので、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、水道事業会計決算及び下水道事業会計決算の2案件につきましては、去る6月28日、監査委員によります決算審査を実施していただいておりますので、地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付しまして、議会の認定をお願いするものでございます。

以上、よろしく御審議いただきまして、御承認並びに御議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（大西徳三郎君）

認定第1号から議案第38号については、監査委員に監査をお願いしておりますので、代表監査委員に決算審査についての意見を求めます。

代表監査委員 三田村晃司君。

○代表監査委員（三田村晃司君）

それでは、監査委員を代表いたしまして、令和5年度決算等審査意見について申し上げます。

今回審査しましたのは、地方自治法第233条第2項の規定により審査に付された令和5年度本巣市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び同法第241条第5項の規定により審査に付された令和5年度基金の運用状況、また地方公営企業法第30条第2項の規定により審査に付された令和5年度本巣市公営企業会計決算であります。

なお、監査委員の意見につきましては、一般会計及び特別会計は、認定第5号 令和5年度本巣市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の後に、また公営企業会計は、議案第38号 令和5年度本巣市下水道事業会計剰余金の処分の後にそれぞれ添付されております。

最初に、一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金の運用状況から申し上げます。

審査は、令和6年7月2日から7月5日までの4日間、旧本庁舎3階第2委員会室において実施しました。

また、8月1日には弾正幼稚園に出向き、実地審査を行いました。

審査内容については、弾正幼稚園整備事業として整備した施設の状況等について審査を行いました。

審査の結果につきましては、審査に付されたいたずれの書類も関係法令に準拠して作成されており、その計数に誤りがないものと認められました。また、予算の執行及び関連する事務についても適正に行われていること、基金の運用状況についても妥当であることを確認いたしました。

なお、各会計の審査意見の詳細については、議案の概要として提出しました決算審査意見書に記載のとおりです。

それでは、決算の状況及び意見を簡潔に述べます。

初めに、一般会計に特別会計を合わせた総計決算額については、歳入298億6,456万1,000円、歳出287億9,976万円であります。形式収支は10億6,480万1,000円、実質収支は6億22万9,000円で、

いずれも黒字となっており、また単年度収支については4億2,070万3,000円の赤字となっています。

この結果、当年度の主な財政分析指数を見ますと、財政力指数は0.530で、前年度に比べ0.013ポイント低下し、財政構造の弾力性を判断する経常収支比率は89.2%で、前年度に比べ1.0ポイント上昇しています。このことは、財政力指数においては一般的な指標の目安となる1には及ばず、また経常収支比率においては一般的な指標の目安となる75%を超過していることから、財政の余裕が失われたままの状態が見られ、財政構造の硬直化等が危惧されるものであります。今後は、個々についての将来的な予想も踏まえ、その動向を注視し、可能な限り経常経費の削減を図るなど、財政構造の弾力性の確保に努められることを望みます。

次に、市税等の過年度分を含めた滞納繰越額の年度別推移を見ますと、市民税及び国民健康保険税は、令和3年度一時減少したものの、再び増加傾向にある一方で、固定資産税は本年度減少し、軽自動車税、学校給食費及び幼稚園使用料はここ数年減少傾向が続いている。また、保育料負担金、住宅使用料及び後期高齢者医療保険料は増加しています。

次に、一般会計における不納欠損額は、前年度に比べ809万5,000円で111.2%増加しており、これは主に市税で276万9,000円で39.6%、諸収入で416万9,000円で1,418%増加したことによるものであります。特別会計では、主に国民健康保険特別会計（事業勘定）で103万で33.9%、農業集落排水特別会計で1,570万5,000円で95.9%減少しています。今後も、不納欠損処分に当たっては、本巣市債権管理条例に基づき、統一的な基準による債権放棄等、適正な債権管理に努められることを望みます。

また、これに加え、収納体制については、関係部署が連携し、情報の一元化など、迅速かつ効率的・効果的な債権回収を進めることにより、引き続き収入未済額の縮減、収納率の向上が図されることを期待するものであります。

また、歳出決算における歳出構成を見ますと、義務的経費を除いた経常的経費の割合は28.5%で、前年度に比べ0.3ポイント低下している一方で、投資的経費の割合は30.8%で、5.4ポイント上昇しています。

今後も引き続き経常的経費の節減を図り、財政が硬直化しないよう、弾力性のある財政の維持に努める必要があると考えます。

次に、市債の発行については、当年度一般会計で51億3,613万2,000円、特別会計全体で3,900万を発行している一方で、償還元金は、一般会計で16億8,686万9,000円、特別会計全体で2億8,302万5,000円となっています。

その結果、当年度末における市債現在高は、一般会計234億6,879万1,000円、特別会計全体23億2,496万1,000円で、合わせて257億9,375万2,000円となり、前年度に比べ、32億2,465万8,000円で14.3%増加しています。

引き続き、歳入に応じた形での投資を念頭に、将来の世代に過大な負担を残すことがないよう、適正な市債残高と縮減に努めることを望みます。

次に、不用額については、一般会計と特別会計を合わせた総額で13億2,989万3,000円となり、前

年度に比べ、1億3,485万3,000円で9.2%減少しています。

予算執行については、現状を把握しつつ、事業進行に合った適切な執行に努めるとともに、資金の有効活用など適正な運用がなされることを期待します。

最後に、一般会計の当年度決算は、市税、寄附金及び繰入金等の増加、市債及び地方交付税の増加により、自主財源・依存財源とともに増加となっており、金額ベースで捉えると、全体で6.4%増加となっています。

また、経常的収入が増加しているのに対し、経常収支比率が89.2%で、前年度に比べ1.0ポイント増加しており、この比率は75%程度の数値が妥当と言われていることから、財政の硬直化を進行させないため、経常的経費の縮減に努めるなど、さらなる改善を期待するものであります。

このような限られた財源と人材の中で、職員の意識と行動力が必要であり、職員一人一人の自己の能力をフルに活用することが重要であると考えます。

また、効率的な行政サービスの提供に取り組み、新たな市民ニーズにも対応できるよう努めるとともに、事務事業の見直しなど将来を見据えた行財政改革を進め、持続可能な行財政基盤の確立に努められることを望みます。

この新庁舎の開庁を機に、部局を横断した協力体制を強化し、DXの利活用をより一層推進し、効率的な行政サービスを提供されることを期待するものであります。

続いて、公営企業会計決算について申し上げます。

審査は、令和6年6月28日に旧本庁舎3階第2委員会室において実施しました。

また、同日現地に出向き、本巣市本郷地内で整備された水道事業会計の緊急時用連絡管拡張・改良工事の実地審査を行いました。

審査内容については、工事内容及び整備状況について審査を行いました。

審査の結果につきましては、審査に付されたいずれの書類も関係法令に準拠して作成されており、当事業の当年度の経営成績及び当年度末現在の財政状態を適正に表示しているものと認められました。

なお、各会計の審査意見の詳細については、議案の概要として提出しました決算審査意見書に記載のとおりです。

それでは、決算の状況及び意見を簡潔に述べます。

初めに、水道事業会計決算から申し上げます。

当年度の事業実績を見ますと、給水人口は3万232人、給水戸数は1万1,117戸となり、前年度に比べ、給水戸数は23戸で0.2%増加しましたが、給水人口は303人で1.0%減少しています。また、年間配水量は2.8%増加し、年間有収水量は0.7%減少しています。

その結果、有収率は71.0%で、ここ数年低下傾向となっており、令和4年度の類似団体の平均値である83.9%や本市の平成23年度の有収率である82.6%に届いていない状態が続いている。

のことから、対策として漏水箇所を特定しての修繕や老朽管の更新などに努めていますが、今後は人工衛星やAIによる漏水調査による早期修繕に努めていただくことができるよう望むもので

あります。

一方、経営面では、営業収益は4億3,291万5,000円、営業費用は7億4,987万9,000円で、前年度に比べ、営業収益は5,889万2,000円で15.7%の増加、営業費用は1,330万1,000円で1.8%の増加となっています。

この結果、費用が収益を超えることとなり、営業損失としては3億1,696万4,000円となり、前年度に比べ4,559万1,000円の減少となっております。これは、料金改定による効果と考えられます。

次に、財政状態を見ますと、当年度は3億1,065万5,000円の建設改良工事が行われていることから、前年度に比べ、1億1,971万8,000円で27.8%の減少となっていますが、この財源は企業債及び国庫補助金、負担金等によって賄われるため、財政状態としては大きな変動はないと考えます。

また、短期債務に対する支払い能力を表している流動比率及び酸性試験比率については、共に前年度に比べ数値は低くなっていますが、流動比率については必要な要件を満たしており、また酸性試験比率については、依然として信用度合いの高い数値となっている状況であります。

最後に、水道事業については、本巣市水道ビジョン、本巣市上水道事業基本計画、本巣市水道事業経営戦略の3つの水道計画に基づき、令和4年4月、令和6年4月と2回の料金改定が行われ、効率的かつ効果的な事業推進が図られているところでもあります。しかし、今後も水道施設の老朽化対策、耐震化による多額の資金が必要であり、また人口減少や節水意識の向上などによる給水収益の減少も見込まれることから、水道スマートメーターの導入、人工衛星やAIによる漏水調査などDXの推進を加速させ、また水道事業を支える利用者である市民に対し、水道事業の現状と将来のリスクへの対応等について分かりやすく情報提供を行うことに努められ、今後、一層経営合理化と経費削減による計画的かつ効率的な運営を望むものであります。

次に、下水道事業会計決算について申し上げます。

当年度の事業実績を見ますと、水洗化人口は5,191人、加入戸数は2,826戸となり、前年度に比べ、加入戸数は5戸で0.2%増加していますが、水洗化人口は42人で0.8%減少しております。これにより水洗化率は75.9%となり、これは令和4年度の類似団体の平均値である84.3%には及ばない状況が続いています。また、年間汚水処理水量は2万5,132立方メートルで、3.6%増加しています。

次に、経営面では、営業収益が9,270万1,000円、営業費用が3億2,067万1,000円で、前年度に比べ、営業収益は37万4,000円で0.4%減少し、営業費用は375万8,000円で1.2%増加しています。

この結果、費用が収益を超えることとなり、2億2,797万円の営業損失となっています。

次に、財政状態を見ると、当年度は資本合計が増加している一方で、資産合計と負債合計が減少しており、その結果、負債資本合計としては減額となっている状況であります。

また、短期債務に対する支払い能力を表している流動比率及び酸性試験比率については、それぞれ必要な要件、理想比率には達していない状態であります。共に前年度に比べ、数値は大幅に高くなっている状況であります。

次に、当年度の会計決算を見ますと、一般会計から2億2,713万9,000円の補助金が繰り入れられたことにより、2,946万3,000円の純利益が計上され、前年度に続き黒字の状態ではありますが、企

業債の償還に加え、下水道施設及び下水管渠の老朽化対策など、引き続き多額の投資が避けられない事業の実態を考慮すると、今後はいかにして一般会計繰入金の縮減を図っていくかが大きな課題と言えます。

最後に、下水道事業については、本巣市下水道ビジョン、本巣市下水道事業経営戦略の下水道計画に基づき、経営基盤の安定・強化と計画的な施設整備と適切な維持管理を図られているところであります。しかし、人口減少に伴う下水道使用料の減少や老朽化施設の更新等、下水道事業を取り巻く経営環境は一層厳しいものとなることが想定されることから、事業の点検・評価を行い、計画等についても柔軟な見直しを図るとともに、最小の費用で最大の効果が得られるよう戦略的な取組に努め、下水道事業を持続可能なものとすることを望むものであります。

以上で令和5年度決算等審査についての意見を終わります。

○議長（大西徳三郎君）

ありがとうございました。

代表監査委員はそのままちょっとお待ちください。

これより決算審査の意見に対する質疑を行います。

なお、事業内容の質疑は、9月2日の本会議で行います。

それでは、決算審査の意見に対する質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

13番 鎧本君。

○13番（鎧本規之君）

今、報告等々を聞いたわけでありますけれども、内容においては、今後、予算決算委員会の中で審議することもあるかと思うわけでありますけれども、その中の文面の中において、2点ばかりお聞きをしたいと思っております。

債権放棄等ということがあって、今回もまた放棄した債権等というのが問題に、議会の中でも提案されている中であります。その中において、債権放棄等、適正な債務管理に努められたいという文言があるわけであります。この努められたいということは、裏を返すと努められていないというふうに解釈していいのかということと、もう一点、同じようなことで努められたいとなっておるんですが、努められたいというのは努めるようにということですから、今までやっていることなんです。

それから、もう一つは、不用額についての中の文言の中に、資金の有効活用など適正な運用がなされることを期待するとあるわけであり、これも運用が、裏を返せば運用がなされていないと解釈するわけでありますけれども、そのような解釈をしていいのかお問い合わせをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

三田村代表監査委員。

○代表監査委員（三田村晃司君）

努められたいというのは、現在努めていないという表現ではありません。今後も努めていただき

たいという表現のために使いました。

それから、適正な予算の配分についても努めていないわけではないと思います。それは議会の責任でもあると思いますけれども、今後もそのように努めていただきたいということあります。以上です。

○13番（鍔本規之君）

結構です。

○議長（大西徳三郎君）

よろしいですか。

ほかに質問はありませんか。

[挙手する者なし]

これで質疑を終わります。

代表監査委員は自席へお戻りください。ありがとうございました。

---

#### 日程第24 議員派遣について

○議長（大西徳三郎君）

日程第24、議員派遣についてを議題といたします。

お手元に配付のとおり、会議規則第162条の規定により議員を派遣したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議員派遣については、お手元に配付したとおり議員を派遣することに決定いたしました。

---

#### 散会の宣告

○議長（大西徳三郎君）

以上で本日の日程は全て終了しました。

9月2日月曜日午前9時から本会議を開きますので、御参集ください。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午前11時47分 散会